

農業委員会の業務について

①目的

農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与する。

②役割

農地の確保と有効利用 に取り組みます

(農業委員会法第6条第1項)

【主な業務(必須)】

- ①農地の権利移動の許可業務
- ②農地の利用状況調査(農地パトロール)の実施
- ③利用意向調査など遊休農地の所有者への対応
- ④その他、基盤法や農振法などの法令に基づく業務

農地等の利用の最適化 を推進します

(農業委員会法第6条第2項)

【主な業務(必須)】

- ①担い手への農地の集積・集約化
- ②遊休農地の発生防止・解消
- ③新規参入の促進
(上記①から③を進めるため、農地所有者等の意向を把握する)
- ④地域の協議の場への参加と農地中間管理機構と連携した活動(※)

農業の担い手の育成・ 確保に取り組みます

(農業委員会法第6条第3項)

【主な業務(任意)】

- ①農業経営法人化支援
- ②複式簿記や青色申告の普及促進
- ③農業者年金の普及促進や地域農業の状況を把握するための調査の実施
- ④制度・施策や農業経営の改善に役立つ情報の提供
(全国農業新聞の普及や農業委員会だよりの発行)

地域の課題解決 に取り組みます

(農業委員会法第38条)

【主な業務(任意)】

- 農地利用の最適化を推進するにあたり、農業者の声を代表し、関係行政機関等への具体的な意見の提出

※令和5年4月1日に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、「人・農地プラン」は、「地域計画」として法定化されるとともに、農業委員会は市町村の求めに応じ、「地域計画」における目標地図の「素案」を作成することとされました。